

## 個人情報の開示について

組合員の皆さんは健康保険組合が保有するご自身の個人情報について開示請求をすることができます。但し、以下の3点のいずれかに該当する場合には、個人情報の全部又は一部を開示しないことがあります。

- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 健康保険組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 他の法令に違反することとなる場合

開示にあたっては、請求書を提出していただく必要があります。請求書は健康保険組合へご請求ください。

## 個人情報の訂正について

組合員の皆さんは健康保険組合が保有するご自身の個人情報について誤りがある場合には訂正を求めることができます。訂正にあたっては、個人情報の内容によって提出していただく用紙が異なりますので、健康保険組合へお問い合わせください。

## 個人情報の利用停止について

組合員の皆さんは健康保険組合が保有するご自身の個人情報の利用について、下記の理由があるときには、個人情報の利用停止を請求することができます。

- ・ 組合が規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用していると考えられる場合
- ・ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得していると考えられる場合

利用停止請求にあたっては、請求書を提出していただく必要があります。請求書は健康保険組合へご請求ください。

## 個人情報の第三者提供停止について

組合員の皆さんは健康保険組合が保有するご自身の個人情報の利用について、下記の理由があるときには、個人情報の第三者提供停止を請求することができます。

- ・ 本人の同意を得ないで個人データを第三者（組合があらかじめ公表している委託業者、共同事業者を除く）へ提供しており、次の4項目のいずれにも当てはまらないと考えられる場合。
  - (1) 法令に基いている場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- (5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く）

第三者提供停止請求にあたっては、請求書を提出していただく必要があります。請求書は健康保険組合へご請求ください。